

佐賀県規則第9号

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成15年佐賀県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(届出書の提出)</p> <p>第3条 条例第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項若しくは第2項若しくは第14条第3項の規定（騒音に係る特定施設に係るものを除く。）又は<u>条例第40条第1項若しくは第2項</u>の規定による届出は、特定施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長を経由して、行わなければならない。</p> | <p>(届出書の提出)</p> <p>第3条 条例第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項若しくは第2項、<u>第14条第3項若しくは第40条第2項</u>の規定（<u>粉じん又は汚水等</u>に係る特定施設（佐賀市の区域の施設に限る。）及び騒音に係る特定施設に係るものを除く。）又は<u>同条第1項</u>の規定による届出は、特定施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長を経由して、行わなければならない。</p> |

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。